8月から利用者負担割合が変わります

変わります 一定以上の所得のある人が２割負担に

これまで介護保険サービスを利用した場合、全ての人が１割負担で利用できましたが、65歳以上の人で一定以上の所得のある人は２割負担になります。要介護認定を受けている全ての人に７月中旬に負担割合証を送付します。負担割合証には、サービスを利用する時の利用者負担割合(１割または２割)が記載されていますので、サービス事業所に介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

有効期間　８月１日～来年７月31日

利用者負担の判定の流れ

- 65歳以上の人
  - 本人が市民税を課税されている
    - 本人の合計所得金額が160万円以上
      - 下記以外の場合 → **2割負担**
      - 年金収入＋その他合計所得 ＜ 同一世帯に65歳以上の人が(本人を含む)　１人の場合　280万円　２人以上の場合　合計346万円 → **1割負担**
    - 本人の合計所得金額が160万円未満 → **1割負担**
  - ●本人が市民税を課税されていない ●本人が生活保護を受給している → **1割負担**

※合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

変わります 食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)の基準

特別養護老人ホームなどの施設の利用に必要な費用のうち、食費と部屋代については、原則本人の自己負担となりますが、低所得の人(市民税非課税世帯)は、申請によりその食費と部屋代の負担軽減を行っています。

平成27年８月から対象になる人の基準の見直しが行われました。

- 施設入所などの際に、配偶者と世帯分離を行っていても、配偶者が市民税を課税されている場合軽減の対象にはなりません。
- 市民税非課税世帯でも本人および配偶者に一定額を超える預貯金(単身1,000万円、夫婦で2,000万円)などの資産がある場合は、軽減の対象者になりません。

申請に必要なもの

負担限度額認定申請書、預貯金通帳などの写し(直近２カ月分、配偶者の分も含む)、同意書、印鑑

変わります 高額介護サービス費の上限額

介護保険制度では、1カ月ごとの利用者負担が上限額を超えたとき、申請するとその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

その上限額のうち、高齢者医療制度の現役並み所得に相当する人について、上限額が変わります。

利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得者【平成27年８月新設】	44,400円(世帯)
一般	37,200円(世帯)
市民税非課税世帯	24,600円(世帯)
●合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

- 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第１号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、２人以上520万円以上の人
- 市民税課税者で、現役並み所得者以外の人は申請により利用者負担段階区分を「一般」とします。申請により、「一般」の対象となる人には、市から「介護保険基準収入額適用申請書」を送付します。
- ８月中に申請した場合、８月サービス利用分から適用されます。

申請に必要なもの

介護保険基準収入額適用申請書、印鑑